安芸市新複合交流施設（旧市庁舎跡地）整備PFI事業 募集要項等（令和8年11月13日改訂版）　新旧対照表

No	公募書類	ページ番号 (新)	該当箇所	新 令和8年11月13日改訂版	旧 令和8年9月14日改訂版
1	募集要項	3	第2-1-(5)-イ	出張所機能[2] （脚注の追加） [2] 出張所機能については、市が複合交流施設への移転が必要と判断した場合に導入するものとする。	出張所機能
2	募集要項	12	第3-2 表中	令和９年１月18日（月）　事業提案書の受付期限	令和９年１月13日（水）　事業提案書の受付期限
3	募集要項	15	第3-3-(8)-ア	令和９年１月18日（月）15：00（必着）	令和９年１月13日（水）15：00（必着）

安芸市新複合交流施設（旧市庁舎跡地）整備PFI事業 募集要項等（令和8年11月13日改訂版） 新旧対照表

<table>
<tr><th>No</th><th>公募書類</th><th>ページ番号
(新)</th><th>該当箇所</th><th>新
令和8年11月13日改訂版</th><th>旧
令和8年9月25日改訂版</th></tr>
<tr><td>1</td><td>要求水準書（案）</td><td>6</td><td>第1-4-(4)-オ</td><td>オ 出張所機能
現在旧地域包括支援センター内に設置している矢ノ丸出張所の機能を複合交流施設内に移転することを検討している。</td><td>オ 出張所機能
現在旧地域包括支援センター内に設置している矢ノ丸出張所の機能を複合交流施設内に移転する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>要求水準書（案）</td><td>30</td><td>第2-3-(1)-オ</td><td>オ 出張所機能
現在、旧地域包括支援センター内に設置している矢ノ丸出張所の機能を複合交流施設内に移転することを検討している。出張所機能を複合交流施設内に移転する場合には、以下に示す要求水準を満たすものとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">諸室等</th><th colspan="2">要求水準</th></tr>
<tr><th>面積</th><th>性能</th></tr>
<tr><td>事務室・
受付窓口</td><td>50 ㎡</td><td>・出張所機能の専用事務室を設けることとする。
・各証明書の発行手続き等を行う出張窓口を複合交流施設の分かりやすい位置に設置する。
・個人情報の取扱いに配慮した配置とする。
・将来的に複合交流施設内での当該機能の提供を終了する場合に備え、他の用途へ円滑に転換できるよう配置及び構造等を計画すること。
・出張所の運営に関しては、市職員を概ね３名程度配置することを想定している。
・出張所専用部分に係る光熱水使用量を個別に計量できるよう、必要な子メータを設置すること。</td></tr>
</table></td><td>オ 出張所機能
現在、旧地域包括支援センター内に設置している矢ノ丸出張所の機能を複合交流施設内に移転する。
<table>
<tr><th rowspan="2">諸室等</th><th colspan="2">要求水準</th></tr>
<tr><th>面積</th><th>性能</th></tr>
<tr><td>事務室・
受付窓口</td><td>50 ㎡</td><td>・出張所機能の専用事務室を設けることとする。
・各証明書の発行手続き等を行う出張窓口を複合交流施設の分かりやすい位置に設置する。
・個人情報の取扱いに配慮した配置とする。
・将来的に複合交流施設内での当該機能の提供を終了する場合に備え、他の用途へ円滑に転換できるよう配置及び構造等を計画すること。
・出張所の運営に関しては、市職員を概ね３名程度配置することを想定している。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>